# 「学術活動におけるプライバシー保護指針」,「医学研究に関する法と指針への対応」,「研究指針に対する対応」,「学会発表にあたっての発表者が行うべき手続き」の一部改訂について

個人情報保護法改正により，同法上「学術研究機関等」に分類される当学会の自主規範の策定と公表が必要となりました．また，臨床研究法の施行，医学系指針とゲノム指針の統合，受精胚や遺伝子改変技術に関する法や指針の改正・新設等がありました．

上記に対応するため，2017 年に公表していた「学会発表・講演におけるプライバシー保護指針」等の内容を一部改訂致しました．

これまでは「学会発表・講演」のみを対象としておりましたが，学会の各活動も含める必要があり学術活動全般に対象を広げ，また対象もこれまでは会員に限定しておりましたが，患者等を含めることとしました．

詳細は下記または日本皮膚科学会ホームページ（https://www.dermatol.or.jp/modules/about/index.php?content_id=44）をご確認ください．

公益社団法人日本皮膚科学会
倫理委員会　委員長　金蔵　拓郎